

#### 4 パートタイム労働者の賃金が一律同額になっていませんか？

通常の労働者との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案し、その賃金（基本給、賞与、役付手当等）を決定するように努めなければなりません。

- ◆ パートタイム労働者の賃金を客観的な基準に基づかない事業主の主観や、パートタイム労働者だからという理由で一律に決定するのではなく、職務の内容や能力のレベルに応じて段階的に設定するなど、働きや貢献に応じて決定するよう努めてください。
- ◆ なお、複数の職種で短時間労働者を雇用している事業所において、職種ごとに賃金を定めているというだけでは、「職務の内容」を勘案して賃金を決定したことにはなりません。このような場合には、職種ごとに、課される責任の程度や労働者の能力、経験の変化がないか、成果や意欲を反映させられないか、といった点を検討し、勘案する要素の程度等の違いに応じて賃金の決定を行うよう努めてください。
- ◆ ここでいう「通常の労働者」は、パートタイム労働者と同じ職務に就く正社員がいない事業所の場合には、フルタイムの基幹的な働き方をしている労働者となりますことにご留意ください。